

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成25年12月24日**【計算期間】** 第7期 自 平成24年9月25日
至 平成25年9月24日**【ファンド名】** トランスサイエンス未公開株ファンド**【発行者名】** S B I アセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 西川 卓男**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号**【事務連絡者氏名】** 中村 慎吾**【連絡場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号**【電話番号】** 03-6229-0170**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

日本国内・海外における成長著しい未上場企業の株式[※]を主要投資対象とし、投資信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

※ 未上場企業の株式とは、一般社団法人投資信託協会の定める規則により、次のいずれかの要件を満たす株式とします。

- (i) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金融商品取引法」という。）第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること
- (ii) 公認会計士または監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するものであること
- (iii) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

※ 以上の要件は、同規則の変更により、変更する可能性があります。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信／内外／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「単位型投信／内外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()

		資産複合
--	--	------

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	あり
債券	（隔月）	欧州	（ ）
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	なし
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東	
属性		（中東）	
（高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
（ ）			
資産複合			
（ ）			

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
株式 一般	大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

*1 大型株・・・目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

*2 中小型株・・・目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③ファンドの特色

主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場企業のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場企業への株式投資を行い、株式上場やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。

国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）

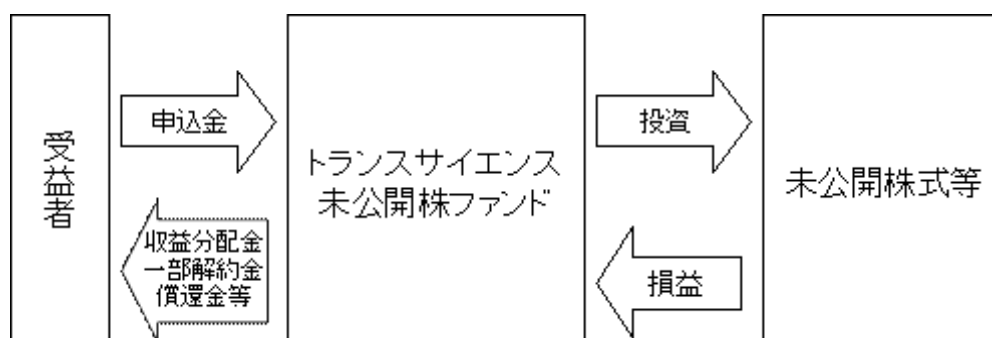
外国の未上場株式に投資することがあります。

SBIトランスサイエンス株式会社（代表取締役 中川 隆）より投資に関する助言を受けて運用します。

<お知らせ>

本ファンドの投資助言者を株式会社トランスサイエンスから、新設分割により設立したSBIトランスサイエンス株式会社へ平成22年1月22日付けで変更しています。

株式会社トランスサイエンスが行っていた投資助言事業等は実質的にSBIトランスサイエンス株式会社に承継され、本ファンドの運用における助言体制は実体面において従前と変わりありません。

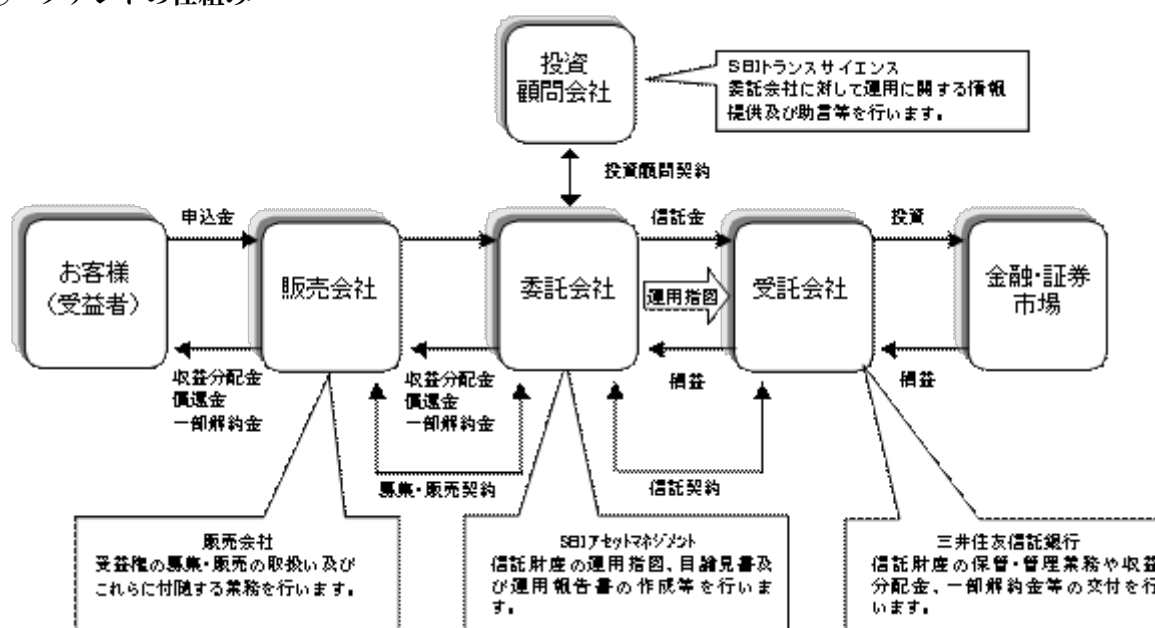


- (1) 未上場株式（上場予定株式を除く。）は、証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）等から提示される気配相場で評価し、計算日に気配相場が提示されない場合には、計算日の直近の日に提示された気配相場で評価するものとする。
- (2) 気配相場が発表されなくなった日から起算して1ヶ月を経過しても気配相場の発表が行われていない場合には、気配相場が発表されるまでの間は、直近の気配相場または直近に発表された決算期の純資産価額に基づき算出した1株当たりの価額のいずれか低い価格で評価するものとする。

・信託金の限度額は50億円です。

平成18年9月25日	信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始
平成23年9月14日	信託期間終了日を平成26年9月24日に変更（変更前は平成23年9月24日）

① ファンドの仕組み



5/65

② 委託会社の概況（平成25年12月24日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場会社のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場会社への株式投資を行い、株式公開やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。

- ② 国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）
- ③ 外国の未上場株式に投資することがあります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ SBIトランスサイエンス株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

※SBIトランスサイエンス株式会社の概要

代表者	代表取締役 中川 隆
設立日	平成21年11月20日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2316号
資本金	1,000万円
事業内容	投資事業組合の運営及び管理 金融商品取引法に基づく投資助言業

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
3. 金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

② 運用の指図範囲(信託約款第18条第1項)

委託者は、次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 22. 商法（明治32年法律第48号）第535号に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有するものが出資または拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業から生ずる収益の配当または当該事業にかかる財産の分配を受けることができる権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）なお、第1号の証券、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲(信託約款第18条第2項)
- 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1.から4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第18条第3項）

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、運用本部長（1名）、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

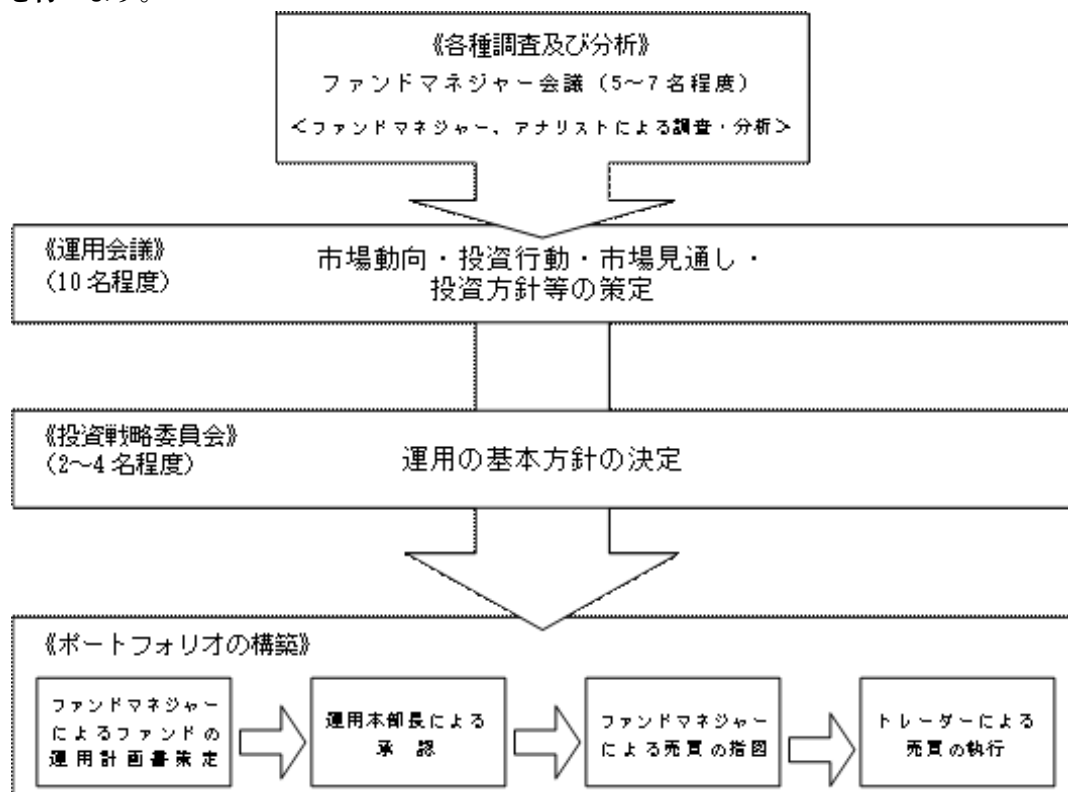
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

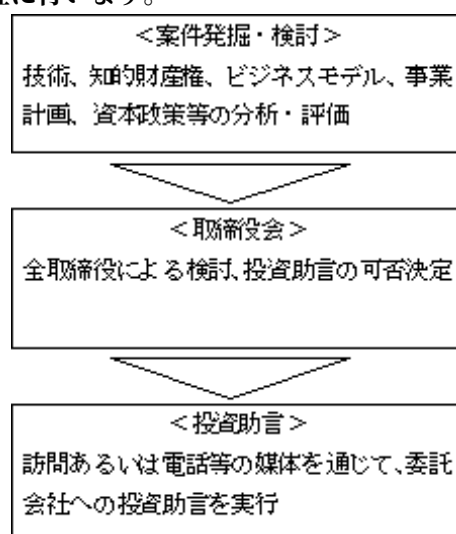
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

※なお、投資助言会社であるSBIトランスサイエンス株式会社の、本ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

- ① 投資担当役員が様々なルートから有望な投資候補先ベンチャー企業を発掘し、技術、知的財産権、ビジネスモデル、事業計画、資本政策等の分析・評価を行います。また必要に応じてSBIグループ企業のネットワークを活用し、有望なまたは将来性のある技術、事業の見極めを行います。主な検討ポイントは、ベンチャー企業が有する技術の競争力・市場性、知的財産権の強さ、ビジネスモデルの有効性、経営陣の能力などであります。
- ② 投資担当役員により投資助言銘柄として相応しいと判断された企業は取締役会に諮られ、本ファンドに対する投資助言の可否が決定されます。
- ③ 取締役会で投資助言が可決された後、助言会社は投資可否等に関する助言を、訪問・電話・ファックス・Eメール等を通じて委託会社に行います。



(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象収益は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の金額の範囲とします。
- ② 委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) 同一銘柄への株式投資は、取得時において純資産総額の30%以内とします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - (i) 投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、未上場株式及び未登録株

式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第29条)

① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約の支払資金（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、主に株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に、本ファンドは、未上場株式への投資を行いますので、既に公開されている株式より流動性が低く、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。その結果、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。

・ 未公開株式リスク

未公開株式は、公開されている証券より流動性が低いため、公開株式に比べ換金期間、換金価格で公開されている証券より不利になる場合があります。また、上場企業より、財務基盤や事業基盤が弱い会社も多く、一般的に信用リスクも上場企業よりも高くなっています。

・ 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動等があった場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 流動性リスク

株式を売却する際に、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被ることがあります。

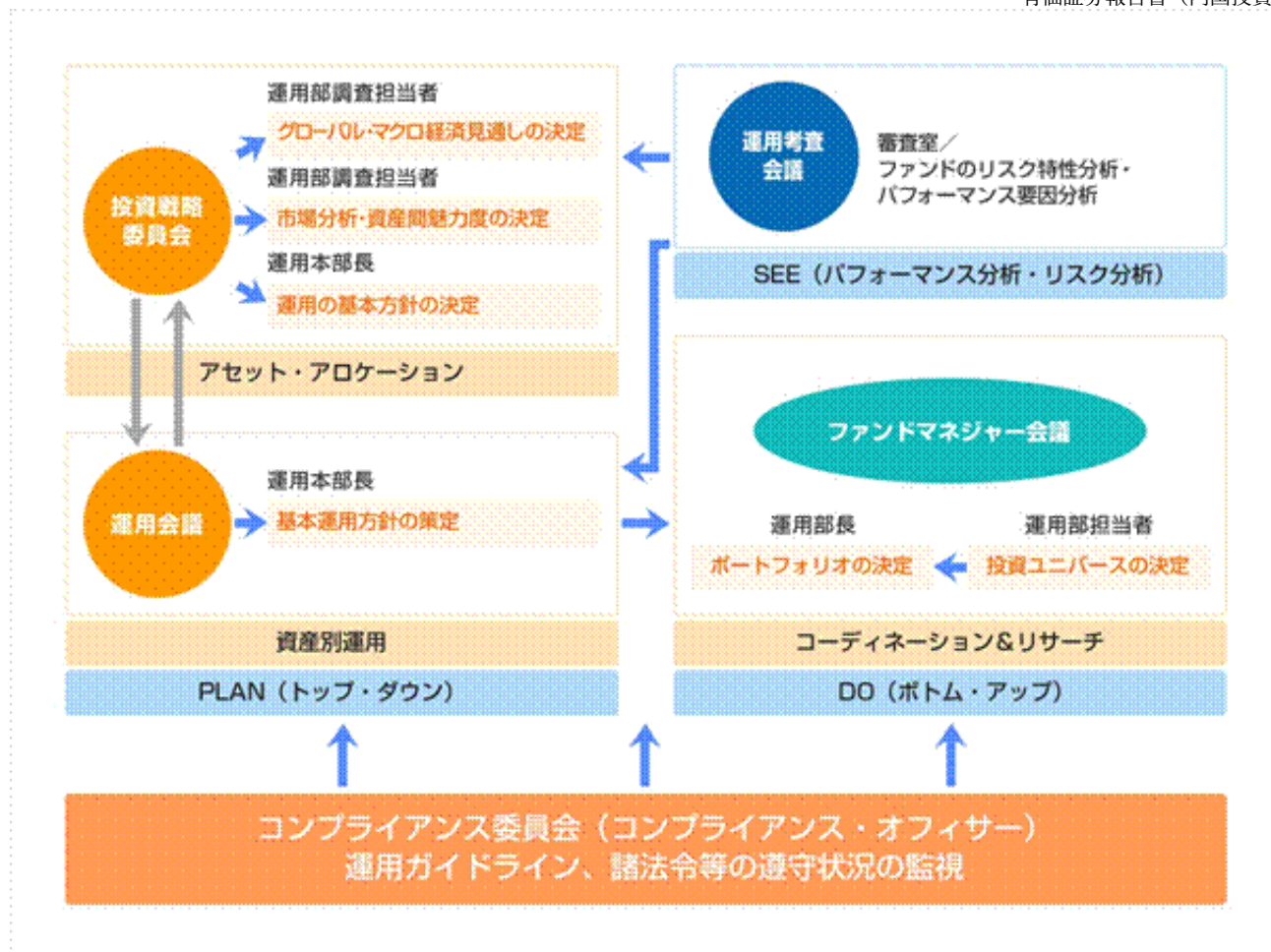
・ 信用リスク

投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

運用本部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部長、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月1回	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。

組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み金額の3.15%（税抜3%）を上限とする、販売会社が定める手数料率とします。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、申込価額（発行価額）に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に基準価額から以下の信託財産留保額が差し引かれます。

信託約款締結日より1年未満	基準価額の5%
信託約款締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託約款締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託約款締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託約款締結日より4年以上	基準価額の1%

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率2.1%※（税抜2.0%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.491% (税抜：年率1.42%)	年率0.525% (税抜：年率0.50%)	年率0.084% (税抜：年率0.08%)

※消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。その配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年1.5336% (税抜：年1.42%)	年0.54% (税抜：年0.50%)	年0.0864% (税抜：年0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及びその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）末日（以下「半期末」といいます。）に、当該半期末（信託終了時を除きます。）の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

委託者は、設定時の純資産総額の3.15%(税抜：3%)の率を乗じて得た額を信託財産より支弁します。

上記の信託報酬は、設定日に信託財産中から支弁されるものとします。

委託者は、以下の規定に基づき計上された実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。)を信託財産より支弁します。

1. 実績報酬は本ファンドの信託財産の計算期間を通じて、毎日、前営業日の1口当たり基準価額が前営業日における後記2.に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の10の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。
2. 前記1.のハイ・ウォーター・マークは第1計算期間日の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1口当たり基準価額（収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1口当たり基準価額）がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークも調整されるものとします。

上記の実績報酬は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から委託者に支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

- ① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理等に要する諸費用
- ⑥ 信託財産にかかる監査報酬及び当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。その他の手数料等は、監査報酬を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成25年12月24日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%及び地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%及び地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

期間ごとの税率は上記イの表と同じです。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%及び復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年11月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式（未上場）	日本	410	0.00
投資事業有限責任組合出資持分	—	500,775,743	82.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	108,320,730	17.78
合計（純資産総額）	—	609,096,883	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

<株式(未上場)>

(平成25年11月29日現在)

銘柄名	主な事業	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
フューエンス	製品装置販売及び マイクロ流体チップ を用いた製品の 開発	410	65,000	26,650,000	1	410	0.00

<投資事業有限責任組合出資持分>

(平成25年11月29日現在)

銘柄名	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
T S－M I 1号投資事業有限責任組合	684,593,916	0.78	534,703,390	0.731493	500,775,743	82.22

種類別投資比率

(平成25年11月29日現在)

種 類	業 種	投資比率(%)
株式（未上場）	医薬品	0.00
<小計>		0.00
投資事業有限責任組合出資持分		82.22
<小計>		82.22
合計		82.22

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年11月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末（平成19年9月25日）	1,906,690,780	9,176
第2計算期間末（平成20年9月24日）	1,083,778,105	5,216
第3計算期間末（平成21年9月24日）	993,094,706	4,897
第4計算期間末（平成22年9月24日）	874,258,807	4,313
第5計算期間末（平成23年9月26日）	618,976,412	3,993
第6計算期間末（平成24年9月24日）	606,221,299	3,916
第7計算期間末（平成25年9月24日）	611,245,138	3,948
平成24年11月末日	576,329,118	3,723
平成24年12月末日	623,740,164	4,029
平成25年 1月末日	622,232,741	4,019
平成25年 2月末日	621,009,705	4,011
平成25年 3月末日	619,728,568	4,003
平成25年 4月末日	618,316,211	3,994
平成25年 5月末日	616,950,770	3,985
平成25年 6月末日	615,090,031	3,973
平成25年 7月末日	613,641,970	3,964
平成25年 8月末日	612,338,007	3,955
平成25年 9月末日	610,982,500	3,946
平成25年10月末日	609,995,146	3,940
平成25年11月末日	609,096,883	3,934

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	1口あたり分配金（円）
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	0
第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	0
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	0
第4計算期間 自 平成21年9月25日 至 平成22年9月24日	0
第5計算期間 自 平成22年9月25日 至 平成23年9月26日	0
第6計算期間 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	0
第7計算期間 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	△ 8.24
第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	△43.16
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	△ 6.12
第4計算期間 自 平成21年9月25日 至 平成22年9月24日	△11.93
第5計算期間 自 平成22年9月25日 至 平成23年9月26日	△ 7.42
第6計算期間 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	△1.93
第7計算期間 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日	0.82

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{(計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額)／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額10,000円として計算しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	207,840	50	207,790
第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	—	—	207,790
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	—	5,000	202,790
第4計算期間 自 平成21年9月25日 至 平成22年9月24日	—	100	202,690
第5計算期間 自 平成22年9月25日 至 平成23年9月26日	—	47,670	155,020
第6計算期間 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	—	200	154,820
第7計算期間 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日	—	—	154,820

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量は当初申込期間中の設定数量をいいます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お買付のお申込みは、平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。お買付代金はお申込価額（1口当たり1万円）を使って計算されます。

なお、本ファンドは、上記にしたがい受託会社にお買付代金が払い込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかのお申込みを保留または取消することができます。

(i)お申込み日

平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。

(ii)お申込単位

50口以上10口単位

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(iii)お申込価額

1口当たり1万円となります。

(iv)お申込手数料

お申込金額の3.15%（税抜3%）を上限に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

手数料率は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(i)途中換金

一部解約

原則として、信託期間中の換金はできません。

ただし、以下の事由による場合は、換金に応じます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき

4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

換金は、お申込をいただいた販売会社でお申し出下さい。

原則として受付は、営業日の午後3時までとなります。途中換金の代金は、（請求日の基準価額－信託財産留保額）を使って計算されます。基準価額については、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）が発生したときは、解約請求の受付を中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして下記「C換金価額」に準じて計算された価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約は制限されることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金のお手取額は、請求日の基準価額から所得税及び地方税を差し引いた金額となります。代金は原則として請求日より5営業日からお支払いします。

解約請求には手数料はかかりません。ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額が差し引かれます。

ご換金場所は、取扱販売会社の本・支店、営業所等です。

A 換金の受付

お申込みをいただいた販売会社にお申し出ください。

原則として受付けは、営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

また、販売会社により受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

B 換金単位

最低単位を10口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

C 換金価額

解約請求受付日の基準価額から以下の信託財産留保額を控除した価額となります。

信託契約締結日より1年未満	基準価額の5%
信託契約締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託契約締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託契約締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託契約締結日より4年以上	基準価額の1%

D 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

(ii) その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、委託会社でもご照会いただけます。

本ファンドは、毎計算期末（毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年9月25日から平成26年9月24日まで

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(i)受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5万口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(ii)に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(ii)その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃業したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(iii) 約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(iii)約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(iv) 反対者の買取請求権

上記(ii)に規定する信託契約の解約または上記(iii)に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記(ii)または上記(iii)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

(iv) 反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投資信託及び投資法人に関する法律第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年9月25日から平成25年9月24日まで）の財務諸表について、大串岡田公認会計士事務所による監査を受けております。

1【財務諸表】

トランスサイエンス未公開株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 〔平成24年9月24日現在〕	第7期 〔平成25年9月24日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,639,007	118,524,741
株式	75,023,830	1,230
出資金	440,556,171	500,775,743
未収利息	135	97
流動資産合計	614,219,143	619,301,811
資産合計	614,219,143	619,301,811
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	256,916	259,270
未払委託者報酬	6,165,928	6,222,403
その他未払費用	1,575,000	1,575,000
流動負債合計	7,997,844	8,056,673
負債合計	7,997,844	8,056,673
純資産の部		
元本等		
元本	1,548,200,000	1,548,200,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△941,978,701	△936,954,862
元本等合計	606,221,299	611,245,138
純資産合計	606,221,299	611,245,138
負債純資産合計	614,219,143	619,301,811

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 平成23年 9 月27日 至 平成24年 9 月24日	第7期 自 平成24年 9 月25日 至 平成25年 9 月24日
営業収益		
受取利息	51,449	47,918
有価証券売買等損益	4,022,382	20,931,972
営業収益合計	4,073,831	20,979,890
営業費用		
受託者報酬	515,981	512,247
委託者報酬	12,383,363	12,293,804
その他費用	3,150,000	3,150,000
営業費用合計	16,049,344	15,956,051
営業利益又は営業損失（△）	△11,975,513	5,023,839
経常利益又は経常損失（△）	△11,975,513	5,023,839
当期純利益又は当期純損失（△）	△11,975,513	5,023,839
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△931,223,588	△941,978,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,220,400	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,220,400	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△941,978,701	△936,954,862

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 1.原則として金融商品取引会社等から提示される気配相場で評価し、計算日に気配相場が提示されない場合には、計算日の直近の日に提示された気配相場で評価しております。 2.気配相場が発表されなくなった日から起算して1ヶ月を経過しても気配相場の発表が行われない場合には気配相場が発表されるまでの間は、直近の気配相場又は直近に発表された決算期の純資産価額に基づき算出した1株当たりの価額のいずれか低い価格で評価するものとします。 出資金 投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表に基づいて、投資事業有限責任組合の純資産を本ファンドの出資持分割合に応じて出資金として計上しております。
---------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第6期 〔平成24年9月24日現在〕	第7期 〔平成25年9月24日現在〕
1. 計算期間の末日における受益権の総数 154,820口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 154,820口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が、元本総額を下回っており、その差額は941,978,701円であります。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が、元本総額を下回っており、その差額は936,954,862円であります。
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,916円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,948円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目		第6期 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	第7期 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日
当ファンドの配当等収益額	A	51,449円	47,918円
経費	B	16,049,344円	15,956,051円
差引配当等収益額	$C = A - B$	△15,997,895円	△15,908,133円
当ファンドの期末残存受益権口数	D	154,820口	154,820口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	154,986口	154,820口
分配可能額	$F = C \times D / E$	－円	－円
一口当たりの分配可能額	$G = F / D$	－円	－円
一口当たり分配額	H	－円	－円
収益分配金金額	$I = D \times H$	－円	－円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第6期 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	第7期 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日
1.金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用担当者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第6期 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	第7期 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 ①株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②出資金 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 ①株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②出資金 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成23年9月27日 至 平成24年9月24日	第7期 自 平成24年9月25日 至 平成25年9月24日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	第6期 〔平成24年9月24日現在〕	第7期 〔平成25年9月24日現在〕
設定年月日	平成18年9月25日	平成18年9月25日
設定元本額	2,078,400,000円	2,078,400,000円
期首元本額	1,550,200,000円	1,548,200,000円
元本残存率	74.4 %	74.4 %

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第6期 〔平成24年9月24日現在〕	第7期 〔平成25年9月24日現在〕
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
出資金	4,022,382円	60,219,572円
合計	4,022,382円	60,219,572円

3 デリバティブ取引関係

第6期（平成24年9月24日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第7期（平成25年9月24日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

平成25年9月24日現在

銘 柄	株式数	評価額	
		単 価	金 額
フューエンス	1,230株	1円	1,230円
合 計	1,230株		1,230円

②株式以外の有価証券（組合出資金）

平成25年9月24日現在

銘 柄	券面総額	評価額
TS－MI1号投資事業有限責任組合	684,593,916口	500,775,743円
合 計	684,593,916口	500,775,743円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年11月29日現在

I	資産総額	611,988,311円
II	負債総額	2,891,428円
III	純資産総額（I－II）	609,096,883円
IV	発行済口数	154,820口
V	1口あたり純資産額（III／IV）	3,934円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料

委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承認する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

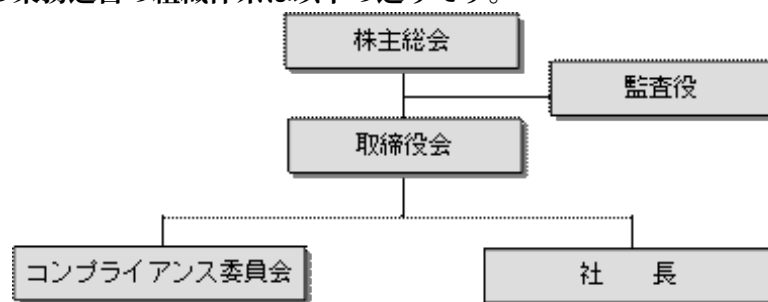
1【委託会社等の概況】

① 資本金の額

- (i) 資本金の額(平成25年12月24日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- (ii) 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6400株です。
- (iii) 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

② 委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成25年11月29日現在）

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	32	54,472
単位型株式投資信託	12	42,987

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年 3 月31日現在)		(平成25年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
預金		590,865		334,768	
前払費用		1,548		1,768	
未収委託者報酬		128,201		163,962	
未収運用受託報酬		11,078		3,930	
未収投資顧問料	* 2	10,531		10,865	
繰延税金資産		1,173		3,925	
その他		7,250		6,058	
流動資産合計		750,648	84.8	525,280	74.3
II. 固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	860		556	
リース資産		—		2,510	
有形固定資産合計		860	0.1	3,066	0.4
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
ソフトウェア		896		1,034	
商標権		1,185		1,037	
無形固定資産合計		2,148	0.2	2,139	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		45,954		51,015	
関係会社株式		57,576		97,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
長期前払費用		1,208		708	
投資その他の資産合計		131,557	14.8	176,319	24.9
固定資産合計		134,567	15.2	181,525	25.7
資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年3月31日現在)		(平成25年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I. 流動負債					
預り金		1,841		1,646	
未払金		81,669		89,708	
(未払手数料)		(62,591)		(71,217)	
未払法人税等		6,113		42,681	
未払消費税等		2,683		5,123	
リース債務		—		630	
流動負債合計		92,307	10.4	139,791	19.8
II. 固定負債					
リース債務		—		2,058	
固定負債合計		—	—	2,058	0.3
負債合計		92,307	10.4	141,850	20.1
(純資産の部)					
I. 株主資本					
1 資本金		400,200	45.2	400,200	56.6
2 利益剰余金					
利益準備金		—		30,012	
その他利益剰余金		385,137		122,111	
繰越利益剰余金		385,137		122,111	
利益剰余金合計		385,137	43.5	152,123	21.5
株主資本合計		785,337		552,323	
II. 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		7,570		12,631	
評価・換算差額等合計		7,570	0.9	12,631	1.8
純資産合計		792,907	89.6	564,954	79.9
負債・純資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第26期			第27期		
		自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日			自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
委託者報酬		601,177			701,904		
運用受託報酬		40,099			34,647		
投資顧問料		45,310	686,587	100.0	41,590	778,141	100.0
II 営業費用							
支払手数料		359,482			393,972		
広告宣伝費		425			290		
調査費		16,215			17,613		
(調査費)		(16,215)			(17,613)		
委託計算費		68,140			68,027		
営業雑経費		20,477			16,443		
(通信費)		(1,205)			(870)		
(印刷費)		(17,221)			(13,497)		
(協会費)		(1,446)			(1,530)		
(諸会費)		(501)			(454)		
(その他営業雑経費)		(102)	464,741	67.7	(90)	496,346	63.8
III 一般管理費							
給料		128,038			111,430		
(役員報酬)		(15,671)			(15,400)		
(給料・手当)		(112,366)			(96,030)		
交際費		237			130		
旅費交通費		4,438			3,359		
福利厚生費		15,270			13,164		
租税公課		2,163			2,574		
不動産賃借料		22,675			21,953		
器具備品賃借料		291			75		
消耗品費		2,210			1,503		
事務委託費		6,049			8,120		
退職給付費用		5,215			4,750		
固定資産減価償却費		946			1,503		
諸経費		4,809	192,347	28.0	5,164	173,730	22.3
営業利益			29,498	4.3		108,063	13.9
IV 営業外収益							
受取利息		154			72		
雑収入		238	393	0.0	240	312	0.0
V 営業外費用							
支払利息		—			126		
雑損失		0	0	0.0	49	175	0.0
経常利益			29,891	4.4		108,201	13.9
VI 特別損失							
関係会社株式評価損		7,309			—		
和解金		4,904	12,213	1.8	—	—	—
税引前当期純利益			17,678	2.6		108,201	13.9
法人税、住民税及び事業税			5,287	0.8		43,847	5.6
法人税等調整額			△1,173	△0.2		△2,751	△0.4
当期純利益			13,564	2.0		67,105	8.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立て	—	30,012
当期変動額合計	—	30,012
当期末残高	—	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	△300,120
剰余金の配当	—	△30,012
当期変動額合計	13,564	△263,026
当期末残高	385,137	122,111
利益剰余金合計		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	△300,120
剰余金の配当	—	△30,012
当期変動額合計	13,564	△263,026
当期末残高	385,137	122,111
株主資本合計		
当期首残高	771,773	785,337
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	△300,120
当期変動額合計	13,564	△233,014
当期末残高	785,337	552,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	—	7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
純資産合計		
当期首残高	771,773	792,907
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当	—	△300,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	21,134	△227,952
当期末残高	792,907	564,954

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

1. 投資顧問料

前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、より実態を反映させるため分類の見直しを行い、当事業年度より投資一任契約に係る報酬については「運用受託報酬」、投資顧問（助言）契約に係る報酬については「投資顧問料」としております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「投資顧問料」に表示していた投資一任契約に係る報酬25,640千円は「運用受託報酬」として組み替えております。

それに伴い、前事業年度の貸借対照表において「未収投資顧問料」に表示していた投資一任契約にかかる未収収益8,710千円は「未収運用受託報酬」として組み替えております。

2. 無形固定資産

前事業年度までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示しておりましたが当事業年度より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは896千円、商標権は1,185千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第26期 (平成24年3月31日現在)		第27期 (平成25年3月31日現在)	
*1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 7,975千円		器具備品 5,770千円
	合計 7,975千円		合計 5,770千円
*2	関係会社に対する資産及び負債	*2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 10,531千円		未収投資顧問料 10,865千円
	長期差入保証金 26,765千円		長期差入保証金 26,765千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年9月28日 臨時株主総会	普通株式	300,120千円	8,200円	平成24年10月4日	平成24年10月4日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	590,865	590,865	—
(2) 未収委託者報酬	128,201	128,201	—
(3) 未収運用受託報酬	11,078	11,078	—
(4) 未収投資顧問料	10,531	10,531	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	45,954	45,954	—
資産計	786,630	786,630	—
(1) 未払金	81,669	81,669	—
負債計	81,669	81,669	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	57,576
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、投資損失引当金55,115千円の取崩し、及び、7,309千円の減損処理を行っております。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	590,865
未収委託者報酬	128,201
未収運用受託報酬	11,078
未収投資顧問料	10,531
合計	740,676

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	334,768	334,768	—
(2) 未収委託者報酬	163,962	163,962	—
(3) 未収運用受託報酬	3,930	3,930	—
(4) 未収投資顧問料	10,865	10,865	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	51,015	51,015	—
資産計	564,543	564,543	—
(1) 未払金	89,708	89,708	—
(2) リース債務	2,689	2,689	—
負債計	92,398	92,398	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	97,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	334,768
未収委託者報酬	163,962
未収運用受託報酬	3,930
未収投資顧問料	10,865
合計	513,527

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	630	657	685	714	—	—

(有価証券関係)

第26期(平成24年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第26期 (平成24年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	45,954	7,570
小計	38,383	45,954	7,570
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	45,954	7,570

第27期(平成25年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第27期 (平成25年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	51,015	12,631
小計	38,383	51,015	12,631
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	51,015	12,631

(デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>2,706千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,706千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,508千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,215千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,706千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在） <table> <tr> <td>①年金資産</td><td>171,944,542千円</td></tr> <tr> <td>②年金財政計算上の給付債務</td><td>172,108,284千円</td></tr> <tr> <td>③差引額</td><td>△163,741千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成23年3月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額△163,741千円の内訳は、平成23年度不足金11,653,370千円、別途積立金14,983,213千円及び資産評価調整額3,493,584千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注1)	2,706千円	退職給付費用計	2,706千円	その他(注2)	2,508千円	合計	5,215千円	①年金資産	171,944,542千円	②年金財政計算上の給付債務	172,108,284千円	③差引額	△163,741千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>2,408千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,408千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,342千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,750千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,408千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年3月31日現在） <table> <tr> <td>①年金資産</td><td>186,189,698千円</td></tr> <tr> <td>②年金財政計算上の給付債務</td><td>186,648,697千円</td></tr> <tr> <td>③差引額</td><td>458,998千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成24年3月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額458,998千円の内訳は、平成24年度不足金13,412,115千円、別途積立金3,329,843千円及び資産評価調整額△9,623,273千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注1)	2,408千円	退職給付費用計	2,408千円	その他(注2)	2,342千円	合計	4,750千円	①年金資産	186,189,698千円	②年金財政計算上の給付債務	186,648,697千円	③差引額	458,998千円
勤務費用等(注1)	2,706千円																												
退職給付費用計	2,706千円																												
その他(注2)	2,508千円																												
合計	5,215千円																												
①年金資産	171,944,542千円																												
②年金財政計算上の給付債務	172,108,284千円																												
③差引額	△163,741千円																												
勤務費用等(注1)	2,408千円																												
退職給付費用計	2,408千円																												
その他(注2)	2,342千円																												
合計	4,750千円																												
①年金資産	186,189,698千円																												
②年金財政計算上の給付債務	186,648,697千円																												
③差引額	458,998千円																												

(税効果会計関係)

第26期 平成24年3月31日現在	第27期 平成25年3月31日現在																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>19,872</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>22,248</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,174</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>43,804</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△42,631</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,173</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	19,872	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,174	繰延税金資産小計	43,804	評価性引当額	△42,631	繰延税金資産合計	1,173	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>22,570</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>22,248</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,926</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>49,255</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△45,330</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,925</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	22,570	関係会社株式評価損	22,248	その他	3,926	繰延税金資産小計	49,255	評価性引当額	△45,330	繰延税金資産合計	3,925
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	19,872																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	1,174																																
繰延税金資産小計	43,804																																
評価性引当額	△42,631																																
繰延税金資産合計	1,173																																
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	22,570																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	3,926																																
繰延税金資産小計	49,255																																
評価性引当額	△45,330																																
繰延税金資産合計	3,925																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>永久差異による影響</td><td>0.55%</td></tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td><td>△20.08%</td></tr> <tr> <td>税率変更による繰延税金の修正差額</td><td>0.47%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>1.64%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>23.27%</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69%	(調整)		永久差異による影響	0.55%	評価性引当金の増減	△20.08%	税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%	住民税均等割	1.64%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。																
	(%)																																
法定実効税率	40.69%																																
(調整)																																	
永久差異による影響	0.55%																																
評価性引当金の増減	△20.08%																																
税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%																																
住民税均等割	1.64%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%																																
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成24年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成25年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額が82千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82千円増加しております。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 該当事項はありません。																																

（セグメント情報）

第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。	1. セグメント情報 同左 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 同左 ②有形固定資産 同左 (3) 主要な顧客ごとの情報 同左 3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左

(関連当事者情報)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,664	グループの統括・運営	(被所有)直接 90%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃借	22,675	長期差入保証金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	120	ファンドの管理会社	(所有)直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	45,310	未収投資顧問料	10,531

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	ブローレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	164,982	未払手数料	27,345

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBI ファンド マネジメントカン パニーエス エー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	88	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	41,590	未収投 資顧問 料	10,865

- （注） 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。
3. SBI ファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成24年6月28日に減資及び増資を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

モーニングスター株式会社（大阪証券取引所 ジャスダック市場）

(1株当たり情報)

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額	21,664円14銭	15,435円92銭
1株当たり当期純利益	370円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1,833円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
当期純利益(千円)	13,564	67,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,564	67,105
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	「金融商品取引法」に定める、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

有価証券報告書	平成24年12月21日
半期報告書	平成25年 6月24日

独立監査人の監査報告書

平成25年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

大串公認会計士事務所

公認会計士 大串 卓矢

公認会計士岡田育大事務所

公認会計士 岡田 育大

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトランスサイエンス未公開株ファンドの平成24年9月25日から平成25年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランスサイエンス未公開株ファンドの平成25年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

優成監査法人

指定社員	公認会計士	鶴見 寛	⑩
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	小松 亮一	⑩
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。